

～ 会員募集のご案内 ～

一般社団法人 林家こん平事務所

〈 ご案内 〉

この度、一般社団法人林家こん平事務所では会の活動と主旨にご賛同頂ける方のご入会を募集させて頂くことになりました。

当法人は、落語を中心とする伝統芸能の普及向上を図り、笑いのもつパワーで生きる勇気と希望を与えていく文化・福祉・教育活動の推進発展に寄与することを目的としております。

下記の入会規則をご高覧頂き、主旨にご賛同して頂けましたら幸いです。
個人・法人様などのご入会を心よりお待ちしております。

代表理事 笠井 咲 ・ 理事 林家 こん平

— 入会 規則 —

(目的)

第 1 条 当法人は、落語を中心とする伝統芸能の普及向上を図り、笑いのもつパワーで生きる勇気と希望を与えていく文化・福祉・教育活動の推進発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 2 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 落語の継承支援及び研究発表会、鑑賞会等の開催
2. 落語研究会等の育成及び寄席芸能関係者との連携
3. 福祉・介護施設等での講演活動・笑いを提供できる企画提供
4. 学校、職場等の落語研究会への協力及び指導
5. 落語絵本読み聴かせの人材育成及び認定
6. 芸能関係団体及び落語関係団体との連絡提携
7. 落語芸能に関する調査研究及び資料文献の収集保存
8. 会報及び落語芸能に関する刊行物の発行
9. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(法人の構成員)

第 3 条 この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により、この法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 会員の資格の取得

当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(2) 経費の負担

当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(3) 任意退会

会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(4) 除名

本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員)

第4条 会員については次のとおりである。

名誉会員 特別会員 正会員 準会員(個人のみ)

(会費)

第5条 社員の入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金

※個人会員は入会金を納めることをしない。

法人 ¥10,000 ※名誉会員及び技能提供者は会費を納めることをしない。

(2) 会費

特別会員：法人	¥120,000/年 (¥10,000/月)	個人	¥30,000/年 (¥2,500/月)
正会員：法人	¥60,000/年 (¥5,000/月)	個人	¥6,000/年 (¥500/月)
準会員：個人	¥3,000/年 (¥250/月)		

(一度納めた会費は、いかなる理由があろうとも返金することはできない。)

(3) 会員特典

- 1、弊社主催イベントのチケット料金を半額とする。(正会員本人のみ)
- 2、弊社販売商品を正会員 10%OFF・準会員 5%OFF にて購入できる。

(1.2 は法人会員様の場合は 10 名様まで適用)

- 3、年1回の会報の送付。

その他、有料イベント・旅行会・懇親会等を会員価格にてご案内
特別会員は、懇親会に無料にて参加できる。

(入会申込)

第6条 入会に際しては、必要事項を記載の上、FAX・郵送にてお申し込みください。入金確認後、正式な会員となります。その後、弊社が発行する会員証をお受け取り下さい。

(会員の更新)

第7条 1年ごとの更新とする。退会の申し出がない限り自動更新とする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、決議によって変更することができる。